

群馬大学医学部附属病院受託実習生受入規程

	平成16.	4.	1	制定
改正	平成17.	7.	1	平成18.10. 1
	平成22.	4.	1	平成25. 4. 1
	平成26.	4.	1	平成26. 6.10
	平成26.	7.	1	平成26. 8. 1
	平成29.	6.13		平成30. 4. 1
	令和元.	10.	1	令和 2.10. 6
	令和 4.	4.	1	令和 4. 6. 7

(趣 旨)

第1条 医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長から委託により，群馬大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）が，当該養成機関等の学生，生徒等の実習を受け入れる場合の手續等は，この規程の定めるところによる。

(申請及び許可)

第2条 養成機関等の長は，学生，生徒等の実習を附属病院に委託しようとするときは，学生，生徒等の氏名，学習の期間，内容を記載した書面を添えて病院長に申請するものとする。

2 病院長は，前項の規定による申請があったときは，附属病院の業務に支障のない限り，学生，生徒等の実習を許可することができる。

3 実習の期間は，6月以内とし，受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第3条 養成機関等の長は，受託実習料として前条第2項の規定により実習を許可された学生，生徒等（以下「受託実習生」という。）1人につき別表に定められた額を実習開始前までに納入しなければならない。

2 既納の受託実習料は，特別の事情があると認めた場合を除き，返還しない。

(実習方法)

第4条 受託実習生は，病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(規則の遵守)

第5条 受託実習生は，本学の諸規則を守らなければならない。

(実習の停止)

第6条 受託実習生が第4条若しくは第5条の規定に違反し，又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該受託実習生の実習を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか，受託実習生に関して必要な事項は病院長が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行日の前日において、受託実習生として許可を受け、引き続き実習を行う者に係る受託実習料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年6月7日から施行する。

別表 病院受託実習生の職種及び受託実習料（内税）

職種	診療部（科）	受託実習料
薬剤師	薬剤部	1人 11週間 380,000円
		1人 1週間 35,000円
		アドバンスト 1人 1日 1,257円
医師	該当診療科	1人 1日 1,257円
保健師	看護部	
助産師	看護部	
看護師	看護部	
診療放射線技師	放射線部	
臨床検査技師	検査部	
理学療法士	リハビリテーション部	
作業療法士	リハビリテーション部	
言語聴覚士	リハビリテーション部 耳鼻咽喉科	
視能訓練士	眼科	
救急救命士	救急部	
栄養士	医事課	
歯科技工士	歯科口腔・顎顔面外科	
歯科衛生士	歯科口腔・顎顔面外科	
臨床工学技士	臨床工学部	
義肢装具士	整形外科	
医療事務	医事課	
診療情報管理士	医事課	
社会福祉士	医事課	
医学物理士		
ホスピタル・プレイ・スペシャリスト		